（裏）

（削る）
第11条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、100万円以下の罰金に処する。
⑴　附則第６条第２項において準用する航空法第47条第３項の規定又は附則第６条第５項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
⑸　附則第６条第５項の規定による質問に対して虚偽の陳述をしたとき。
第13条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して附則第９条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。
民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則抜粋
附　則
（職権の委任）
第９条
２　法附則第６条第４項及び第５項の権限並びに法附則第７条第２項において準用する空港法に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長も行うことができる。
３　法附則第６条第４項及び第５項の権限は、空港事務所長も行うことができる。
（略）

第６号様式（附則第５条関係）

（表）
（略）
（裏）

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律抜粋
附　則
（略）
（削る）
第11条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、100万円以下の罰金に処する。
⑽　（略）
民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則抜粋
附　則
（職権の委任）
第９条
２　法附則第６条第４項及び第５項の権限並びに法附則第７条第２項において準用する空港法に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長も行うことができる。
⑵　（略）
４　（略）
（略）

（裏）

（罰則）
第９条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした共用空港運営権者の役員又は職員は、100万円以下の罰金に処する。
⑴　附則第６条第１項において準用する航空法第47条第３項の規定又は附則第６条第４項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
⑸　附則第６条第４項の規定による質問に対して虚偽の陳述をしたとき。
第11条　共用空港運営権者の役員又は職員がその共用空港運営権者の業務に関して前２条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その共用空港運営権者に対して各本条の刑を科する。
民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則抜粋
附　則
（職権の委任）
第９条
２　法附則第６条第３項及び第４項の権限並びに法附則第７条第２項において準用する空港法に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長も行うことができる。
３　法附則第６条第３項及び第４項の権限は、空港事務所長も行うことができる。
（略）

第６号様式（附則第５条関係）

（表）
（略）
（裏）

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律抜粋
附　則
（略）
（罰則）
第９条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした共用空港運営権者の役員又は職員は、100万円以下の罰金に処する。
⑽　（略）
民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則抜粋
附　則
（職権の委任）
第９条
２　法附則第６条第３項及び第４項の権限並びに法附則第７条第２項において準用する空港法に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長も行うことができる。
⑵　（略）
４　（略）
（略）